

千葉県高等学校体育連盟バスケットボール専門部規約

第 1 条（名称・組織）

本専門部は千葉県高等学校体育連盟バスケットボール専門部と称し，千葉県高体連に加盟する高等学校をもって組織する。

第 2 条（事務局）

本専門部の事務局は委員長又は副委員長所属の学校に置く。

第 3 条（目的）

千葉県高体連の組織に基づき，技術の向上と普及振興を図り，生徒の体力向上とスポーツ精神の涵養を図る。

第 4 条（事業）

前条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 各種バスケットボール大会の開催
- 2 技術並びに審判講習会の開催
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他必要事業

第 5 条（役員）

本専門部に次の役員を置く。

部長 1 名，副部長 1 名，委員長 1 名，副委員長 若干名，財務委員 1 名，常任委員 若干名，地区正副主任 24 名，委員 若干名
なお，副部長は必要に応じて置くことができる。

第 6 条（正副部長）

部長は委員会において推薦する。部長は部を統括する。

副部長は部長を補佐し，部長に事故あるときは，その職務を代行する。

第 7 条（正副委員長）

委員長は委員の互選により本部の一般事務を処理する。委員長は千葉県高体連の理事となる。

副委員長は常任委員の中から選出し，委員長を補佐し，委員長に事故あるときはこれを代行する。

第 8 条（財務委員）

財務委員は副委員長の 1 名が兼ね，本部会計事務を処理する。

第 9 条（常任委員）

常任委員は各地区主任及び委員長によって推薦された若干名をもって構成し，本部常務を処理する。

第10条（地区主任）

地区正副主任は当該地区委員の互選により地区内の常務を処理する。

第11条（委員）

委員は各加盟学校バスケットボール部顧問教職員とする。

第12条（任期）

委員以外の役員の任期は2か年とする。ただし、再任を妨げない。

第13条（会議）

委員会は必要に応じこれを招集し、役員決定、事業計画等重要事項を審議する。

第14条（財務）

本部の経費は千葉県高体連から配当された予算その他とする。会計年度は千葉県高体連会計年度に同じ。

第15条（大会運営）

運営に必要な分掌事務の細案は別に決める。

第16条（本部委員会）

本部委員会は部長，副部長，委員長，副委員長，各委員会委員長で構成する。本部委員は緊急事態等が生じた場合，適切に処理する。